

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵風会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対しては、理事会出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員に対しては、評議員会出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 4 この法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- 5 第三者委員及び評議員選任解任委員に対しては、会議出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の算定)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 役員の報酬等は、別表1に基づき支払うものとする。
- 3 評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において、別表2に基づき支払うものとする。
- 4 第三者委員及び評議員選任解任委員の報酬等は、別表3に基づき支払うものとする。

(費用の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、一般職員出張基準に準じて出

張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬は、会議出席等の当日に都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議による

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会及び評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年 4月 1日から適用する。

「報酬等の額の決定」

この法人の役員等の年間報酬額は、年間100万円以内とする。

(1) 理事及び監事の年間報酬総額は、年間60万円以内とする。

(2) 評議員の年間報酬総額は、年間30万円以内とする。

(3) 第三者委員及び評議員選任解任委員の年間報酬総額は、10万円以内とする。

※算定の基準

1回あたりの報酬額×出席予定員数×開催想定日数から試算する。

別表1 理事（理事長を除く）・監事の報酬額

①理事会・評議員会出席の都度	一人一律	3,000円	源泉所得税は別途徴収
②監査（本監査・実地指導監査立会い）の都度	一人一律	3,000円	源泉所得税は別途徴収

別表2 評議員の報酬額

①評議員会出席の都度	一人一律	3,000円	源泉所得税は別途徴収
------------	------	--------	------------

別表3 第三者委員・評議員選任解任委員の報酬額

①会議等の出席の都度	一人一律	3,000円	源泉所得税は別途徴収
------------	------	--------	------------

附則

この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。